

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊旭川駐屯地
第343会計隊長 川 越 浩 平

下記のとおり一般競争入札を行います。

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名・規格
国内線航空券 仕様書のとおり
- (2) 納入場所
陸上自衛隊旭川駐屯地
- (3) 納入期限
令和8年10月7日（水）

2 競争参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格申請において、「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級を有する者で北海道地区に競争参加資格を有する者（資格審査結果通知書（写））を入札開始前に提出すること
- (4) 防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊旭川駐屯地第343会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 陸上自衛隊旭川駐屯地第2通信大隊運用室
- (2) 日 時 令和8年9月30日（水）10時00分～

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免 除
但し落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
- (2) 契約保証金：免 除
但し契約者が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収します。

6 無効入札

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格がない者の行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判別しがたい入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 電報又はFAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

総額が当隊所定の予定価格制限内の最低額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低額入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項は駐屯地用標準契約書「物品売買契約条項」、特約条項は「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」。

9 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は委任状を提出すること。
- (4) 入札者は次の文面を入札書に記載するものとする。
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は上記の入札に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。
- (5) 各グループ落札者は、内訳書を令和8年9月30日（水）17：00までに提出するものとする。
- (6) 郵便による入札は認めるが、令和8年9月29日（火）17：00までに会計隊契約班必着とする。その際下記入札担当者に到着の有無を確認すること。
- (7) 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。
- (8) 本入札は、新型コロナウイルス感染防止のため、郵便入札を推奨する。
- (9) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先
陸上自衛隊旭川駐屯地第343会計隊契約班 担当：佐久間
T E L : 0 1 6 6 - 5 1 - 6 1 1 1 （内線3348）
F A X : 0 1 6 6 - 5 1 - 6 0 4 0
M a i l : 343fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp

10 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所：旭川商工会議所、旭川駐屯地第343会計隊
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nse/fin/>
- (2) 掲示期間：令和8年9月15日 ～ 令和8年9月30日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ （1）及び（2）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（1）又は（2）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

仕 様 書	調達要求番号	6 2 L E 1 A 7 1 3 0 9
	作 成 部 隊	第2師団司令部 第3部
	担 当 者	陸曹長 塚原 良徳
	作成年月日	令和8年9月9日
件 名	国内線航空券	
仕 様 書 番 号	5 3	

1 適用範囲
本仕様書は、第2師団がKS27に参加する隊員の航空機移動のための航空券調達について規定する。

- 2 期 間
- (1) 往 路
- ア 令和8年10月11日（日）
 - イ 令和8年10月14日（水）
 - ウ 令和8年10月15日（木）
 - エ 令和8年10月16日（金）
 - オ 令和8年10月20日（火）

- (2) 復 路
- ア 令和8年10月25日（日）
 - イ 令和8年10月31日（土）
 - ウ 令和8年11月 1日（日）

- 3 内 容
- (1) 往 路
- ア 令和8年10月11日（日）
 - (ア) 国内線航空券（旭川空港～羽田空港～鹿児島空港：JAL552便／JAL649便）×15SH
 - (イ) 国内線航空券（羽田空港～鹿児島空港：JAL649便）×1SH
 - イ 令和8年10月14日（水）
 - (ア) 国内線航空券（旭川空港～羽田空港～那覇空港：JAL554便／JAL923便）×5SH
 - (イ) 国内線航空券（旭川空港～羽田空港～鹿児島空港：ANA4782便／ANA625便）×1SH
 - ウ 令和8年10月15日（木）
 - (ア) 国内線航空券（旭川空港～羽田空港～熊本空港：ANA4782便／ANA645便）×17SH
 - (イ) 国内線航空券（旭川空港～羽田空港～熊本空港：JAL552便／JAL631便）×9SH
 - (ウ) 国内線航空券（旭川空港～羽田空港～鹿児島空港：ANA4782便／ANA625便）×1SH
 - (エ) 国内線航空券（旭川空港～羽田空港～鹿児島空港：JAL552便／JAL649便）×1SH
 - エ 令和8年10月16日（金）
 - (ア) 国内線航空券（旭川空港～羽田空港～熊本空港：JAL552便／JAL631便）×5SH
 - (イ) 国内線航空券（旭川空港～羽田空港～鹿児島空港：JAL552便／JAL649便）×1SH
 - オ 令和8年10月20日（火）
 - 国内線航空券（石垣空港～那覇空港～鹿児島空港：ANA1764便／ANA2486便）×5SH

(2) 復 路

ア 令和8年10月25日(土)

国内線航空券(熊本空港～羽田空港～旭川空港：JAL624便／JAL555便)×1SH

イ 令和8年10月31日(土)

(ア) 国内線航空券(鹿児島空港～羽田空港～旭川空港：JAL642便／JAL555便)×24SH

(イ) 国内線航空券(熊本空港～羽田空港～旭川空港：JAL624便／JAL555便)×25SH

ウ 令和8年11月 1日(日)

国内線航空券(熊本空港～羽田空港～旭川空港：JAL624便／JAL555便)×1SH

4 座席状況により取得できない場合の代替措置

(1) 代替便は他社、同様時刻に到着する便とする。

(2) (1)を満たさない場合、搭乗希望日中に指定した空港へ到着する便とする。

(3) (1)(2)を満たさない場合、搭乗希望日中に近傍の空港へ到着する便とする。

(4) (1)(2)(3)を満たさない場合、官側と協議するものとする。

5 航空券運賃は、入札日における適用可能な各種割引運賃による。

6 入札参加のため搭乗者名簿が必要な場合は下記まで連絡されたい。

連絡先

陸上自衛隊旭川駐屯地第343会計隊契約班 佐久間

0166-51-6111 内線 3348

7 検査は、契約担当官等の定める検査実施要領による。

8 その他

契約の相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。